

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（平成19年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「受けたものである場合」を「必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（事前協議）

第6条の2 次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土採取事業の計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

種別	土採取場の面積	手数料の金額	
		土地の復元を伴わない土採取事業	土地の復元を伴う土採取事業
土採取事業 許可申請手 数料	1,000平方メートル未満	2,000円	15,000円
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	3,000円	31,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	4,000円	44,000円
	5,000平方メートル以上	10,000円	80,000円
	土採取事業 変更許可申 請手数料	1,000平方メートル未満	1,000円
土採取事業 変更許可申 請手数料	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	1,500円	16,500円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	2,000円	29,000円
	5,000平方メートル以上	5,000円	48,000円
	5,000平方メートル以上	5,000円	48,000円

備考

- 1 土採取場の面積の変更に係る土採取事業変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の土採取場の面積による。
- 2 この表の規定にかかわらず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）における手数料の金額は、土採取事業許可申請手数料にあっては10,000円、土採取事業変更許可申請手数料にあっては5,000円とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項、第6条の2及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請がされる土採取事業（新条例第2条第2号に規定する土採取事業をいう。）について適用する。

旧	新	備考
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、土採取事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を受けたものである場合において当該土地の復元を行うときについては適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(土採取事業の許可)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、土採取事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときについては適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(事前協議)</p> <p>第6条の2 <u>次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土採取事業の計画について市長と協議し、その指導を受けるものとする。</u></p> <p>(土採取事業の許可)</p> <p>第7条 略</p>	

旧				新				備考
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）				
種別	土採取事業を行う区域の面積	手数料の金額		種別	土採取場の面積	手数料の金額		
		土地の復元を伴わない土採取事業	土地の復元を伴う土採取事業			土地の復元を伴わない土採取事業	土地の復元を伴う土採取事業	
土採取事業許可申請手数料	1,000平方メートル未満	2,000円	15,000円	土採取事業許可申請手数料	1,000平方メートル未満	2,000円	15,000円	
	1,000平方メートル以上	3,000円	31,000円		1,000平方メートル以上	3,000円	31,000円	
	3,000平方メートル未満				3,000平方メートル未満			
	3,000平方メートル以上	4,000円	44,000円		3,000平方メートル以上	4,000円	44,000円	
	5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満			
	5,000平方メートル以上	10,000円	10,000円		5,000平方メートル以上	10,000円	80,000円	
土採取事業変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1,000円	7,000円	土採取事業変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1,000円	7,000円	
	1,000平方メートル以上	1,500円	16,500円		1,000平方メートル以上	1,500円	16,500円	
	3,000平方メートル未満				3,000平方メートル未満			
	3,000平方メートル以上	2,000円	29,000円		3,000平方メートル以上	2,000円	29,000円	
	5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満			
	5,000平方メートル以上	5,000円	5,000円		5,000平方メートル以上	5,000円	48,000円	

備考

1 土採取事業を行う区域の面積の変更に係る変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の土採取事業を行う区域の面積による。

2 土採取事業を行う区域の面積が5,000平方メートル以上である土地の復元を伴う土採取事業の手数料については、当該土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の適用を受けるため、本表の手数料のほか、茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の適用を受けることとなる。

備考

1 土採取場の面積の変更に係る土採取事業変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の土採取場の面積による。

2 この表の規定にかかわらず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）における手数料の金額は、土採取事業許可申請手数料にあつては10,000円、土採取事業変更許可申請手数料にあつては5,000円とする。